

京都市眺望景観創生条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第67号

京都市眺望景観創生条例施行規則の一部を改正する規則

京都市眺望景観創生条例施行規則の一部を次のように改正する。

第11条中「第19条第2項」を「第26条第2項」に、「第8号様式」を「第10号様式」に改め、同条を第16条とする。

第10条第1項各号列記以外の部分中「第17条」を「第24条」に改め、同項第1号中「第16条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条第2項中「第17条」を「第24条」に改め、同条を第15条とする。

第9条中「第16条第3項」を「第23条第3項」に改め、同条を第14条とする。

第8条の見出し中「工作物」を「建築物等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第15条第3項第11号」を「第22条第3項第10号」に改め、同項第3号中「駒止め」の右に「(次のいずれかに該当するものを除く。)」を加え、同号に次のように加える。

ア 条例第15条第1項に規定する事前協議区域(以下「事前協議区域」という。)(視点場に限る。)にあるもの

イ 事前協議区域(条例第15条第1項第2号に規定する市長が指定する区域に限る。)にあるものであって、別表第3右欄の(ア)に掲げる規模以上のもの

ウ 事前協議区域(ア又はイの区域に該当する区域を除く。)にあるものであって、別表第3右欄の(イ)に掲げる規模以上のもの

第8条第1項第4号中「もの」の右に(前号アからウまでのいずれかに該当するものを除く。)を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「第15条第4項第5号」を「第22条第4項第5号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第22条第5項第3号に規定する別に定めるものは、次に掲げる建築物等とする。

(1) 宗教法人法第3条第1項に規定する境内建物(本殿、拝殿、本堂その他これらに類するものに限る。)

(2) 外観の変更を伴わない増築に係る建築物

(3) 道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地から視認することができない部分について行う増築に係る建築物

(4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が認めるものに係る建築物等  
第8条を第13条とする。

第7条の次に次の5条を加える。

(事前協議を要する建築物等の建築等)

第8条 条例第15条第1項第1号に規定する別に定める工作物は、別表第3の左欄に掲げる工作物とする。ただし、視点場にあつては、次の各号に掲げる眺望景観の種別に応じ、当該各号に掲げる工作物とする。

(1) 境内の眺め 別表第3(1)の項から(3)の項までに掲げる工作物

(2) 境内地周辺の眺め 別表第3(3)の項から(10)の項までに掲げる工作物

2 条例第15条第1項第2号に規定する別に定める工作物の規模は、別表第3の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、それぞれ同表右欄の(ア)に掲げる規模とする。

3 条例第15条第1項第3号に規定する別に定める建築物の規模は、床面積(増築の場合にあつては、当該増築に係る部分の床面積)が2,000平方メートルである規模とする。

4 条例第15条第1項第3号に規定する別に定める工作物の規模は、別表第3の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、それぞれ同表右欄の(イ)に掲げる規模とする。

(事前協議の申出)

第9条 条例第15条第1項の規定による協議をしようとする者は、事前協議申出書(第8号様式)の正本及び副本に、それぞれ別表第4に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、別表第4に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

(協議書の記載事項)

第10条 条例第17条第2項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 特定建築主(条例第15条第1項に規定する特定建築主をいう。以下同じ。)の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 協議に係る土地の地名及び地番並びに面積

(3) 協議に係る計画の概要

(4) 協議の内容

(書類の閲覧)

第11条 条例第18条に規定する別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 協議書（条例第17条第2項に規定する協議書をいう。以下同じ。）の写し
- (2) 事前協議申出書（添付書類（別表第4(1)の項から(4)の項までに掲げる図書に限る。）を含む。）の写し

2 前項の書類の閲覧は、条例第17条第2項の規定により協議書を交付した日の翌日以後行うことができる。ただし、市長は、当該書類を閲覧に供することにより当該協議に係る特定建築主の権利利益を侵害するおそれがあると認めるときは、当該おそれなくなるまでの間、当該書類を閲覧させないものとする。

3 条例第18条の規定による書類の閲覧の請求は、閲覧請求書（第9号様式）により行うものとする。

4 前3項に規定するもののほか、書類を閲覧に供する場所その他書類の閲覧に関し必要な事項は、告示するものとする。

（助言に係る申出等）

第12条 第9条の規定は、条例第20条第1項の規定による助言に係る申出について準用する。

2 市長は、前項の申出があったときは、助言書を作成し、当該申出をした者に交付するものとする。この場合において、市長は、あらかじめ、条例第16条に規定する協議の場を設けるものとする。

3 第10条の規定は、前項の助言書の記載事項について準用する。この場合において、同条第1号中「特定建築主（条例第15条第1項に規定する特定建築主をいう。以下同じ。）」とあるのは、「申出者」と読み替えるものとする。

4 前条の規定は、条例第20条第2項に規定する別に定める書類について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「協議書（条例第17条第2項に規定する協議書をいう。以下同じ。）」とあるのは「助言書」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第12条第4項において準用する前項」と、「条例第17条第2項の規定により協議書を交付した」とあるのは「第12条第2項の規定により助言書を交付した」と、「当該協議に係る特定建築主」とあるのは「当該助言に係る申出をした者」と読み替えるものとする。

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3（第8条及び第13条関係）

工 作 物 の 区 分		規 模	
		(ア)	(イ)
(1)	駐 車 場 施 設	自動車等（自動車（原動機付き自転車を含む。）及び自転車をいう。以下同じ。）の駐車の用に供する部分の面積が50平方メートルを超えるもの	自動車等の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートルを超えるもの
(2)	自 動 車 車 庫	水平投影面積が50平方メートルを超えるもの	水平投影面積が500平方メートルを超えるもの
(3)	垣, 柵, 塀, 駒止め, 擁壁その他これらに類するもの	高さが2メートルを超えるもの又は延長が5メートルを超えるもの	高さが4メートルを超えるもの又は延長が15メートルを超えるもの
(4)	電柱, 電線及び変圧塔	延長が20メートルを超えるもの	延長が100メートルを超えるもの
(5)	公衆電話所, 郵便差出箱及び信書便差出箱	水平投影面積が1平方メートルを超えるもの	水平投影面積が5平方メートルを超えるもの
(6)	道路標識, 街灯, バス停留所の標識その他これらに類するもの	高さが4.5メートルを超え, かつ, 延長が20メートルを超えるもの	高さが4.5メートルを超え, かつ, 延長が100メートルを超えるもの
(7)	舗装の表層, 側溝, 街渠及び床板	延長が20メートルを超えるもの	延長が100メートルを超えるもの
(8)	橋 り よ う	延長が5メートルを超えるもの	延長が25メートルを超えるもの
(9)	河床, 堰, 堤防, 護岸, 床止めその他こ	延長が10メートルを超えるもの	延長が50メートルを超えるもの

	れらに類するもの		
(10)	高架の鉄道又は道路，跨線橋若しくは跨線道	延長が10メートルを超えるもの	延長が50メートルを超えるもの

別表第4（第9条及び第11条関係）

区分	図 書	明 示 す べ き 事 項
(1)	付 近 見 取 図	縮尺，方位，道路及び目標となる地物
(2)	建築物等の配置に係る構想を示す図面	縮尺，方位，敷地境界線，敷地内における建築物等の配置
(3)	着色した完成予想図	
(4)	外構のデザインに係る構想の内容を示す図書	門，垣，塀，植栽等の位置及び寸法
(5)	カ ラ ー 写 真	敷地及び当該敷地周辺の状況

備考 付近見取図にあつては，縮尺が2，500分の1以上であるものとする。

第8号様式中「第11条関係」を「第16条関係」に，「第19条第1項」を「第26条第1項」に改め，同様式を第10号様式とする。

第7号様式の次に次の2様式を加える。

第8号様式（第9条及び第12条関係）

事前協議申出書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 ー

京都市眺望景観創生条例		<input type="checkbox"/> 第15条第1項の規定による協議 <input type="checkbox"/> 第20条第1項の規定による助言		を申し出ます。				
敷地	地名及び地番	京都市 区						
	面積	平方メートル						
行為の対象		<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物( )						
行為の種別		<input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築						
建築主	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)							
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)							
		電話 ー						
設計者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)							
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)			資格				
	建築士事務所名			登録				
		電話 ー		級建築士 登録第 号				
				級建築士事務所 知事登録第 号				
建築物等の概要	建築物			工作物				
		申出部分	申出以外の部分	合計		申出部分	申出以外の部分	合計
	種類及び用途				種類及び用途			
	建築面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	水平投影面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	延長	メートル	メートル	メートル
建築物の高さ	メートル	メートル	メートル	工作物の高さ	メートル	メートル	メートル	
届出予定年月日		年 月 日 備考( )						
着工予定年月日		年 月 日		完了予定年月日		年 月 日		
地域ごとの特性に応じた眺望景観の創生を図るため配慮した事項	当該地域の景観上の特性について							
	配慮した事項について							

注1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 届出予定年月日の欄は、この申出に係る計画が、京都市眺望景観創生条例第11条第1項の規定による届出を要するものである場合のみ記入してください。この場合において、同条第3項の規定により届出があったものとみなされるときは、備考欄に、該当する法律又は条例の規定を記入してください。

第9号様式（第11条及び第12条関係）

閱 覧 申 請 書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話 —

京都市眺望景観創生条例 <input type="checkbox"/> 第18条 の規定 <input type="checkbox"/> 第20条第2項において準用する第18条 により閲覧を申請します。	
閲覧を申請する建築物又は工作物の所在地	京都市 区
特 定 建 築 主	
協議書又は助言書の 交付日及び交付番号	年 月 日 第 号

注 該当する□には、レ印を記入してください。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部景観政策課)